

## Q & A（多摩市事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度）

（制度全般について）

Q 1 障がいのある方へどのような配慮があればお店に来やすくなりますか。

A 1 障がいのある方への配慮と聞くと難しく考えてしまいがちですが、例えば、車いす利用者がお店に入れるよう段差解消スロープを設置する、点字が読める人に点字メニューを用意するなど、お店でできることから始めていただければと思います。

具体的な助成メニューについては、リーフレットに写真付きで掲載しているほか、本市では、障がいのある方の困りごとや必要な配慮などをわかりやすくまとめた「心つなぐ・はんどぶっく」を発行していますのでぜひご一読ください。

（対象となる店舗について）

Q 2 本助成制度は、どのような店舗が対象となりますか。

A 2 本助成制度の対象店舗については、不特定多数の方が利用する、面積が 200 m<sup>2</sup>以下の物販店舗、飲食店、サービス店舗等になります。対象店舗となるか判断に迷う場合は、ぜひお気軽に障害福祉課までご相談ください。

（助成申請について）

Q 3 本助成制度について、複数回の申請は可能ですか。

A 3 本助成制度の助成メニューは、次の①～③となりますが、それぞれのメニューについて助成限度額に達するまで何度でも申請可能ですので、ぜひご活用ください。

- ① 工事の施工…助成限度額 30 万円（補助率 4／5）
- ② 物品の購入…助成限度額 10 万円（補助率 4／5）
- ③ コミュニケーションツールの作成…助成限度額 3 万円（補助率 10／10）

Q 4 本助成制度の 3 つのメニューについて、併用することは可能ですか。

A 4 本助成制度は、併用が可能です。①工事の施工、②物品の購入、③コミュニケーションツールの作成を同時に行うことができますので、ぜひご活用ください。

（申請期限について）

Q 5 本助成制度は、年度内の申請とする場合、いつまでに申請すればよいですか。

A 5 2 月末までに申請をお願いいたします。